令和2年第10回大山町教育委員会

招集年月日 令和2年7月30日(木) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	向陽寛孝	2番	池嶋順子	3番	兠 山洋美
4番	湊谷紀子				

その他の出席者

日 程

- 1. 開会宣言(午前 時 分)
- 2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町小規模保育所条例の制定について

日程第 4 議案第 2 号 大山町保育所規則の一部を改正する規則について

日程第 5 議案第 3 号 令和2年度 準要保護児童生徒の認定について

日程第 6 議案第 4 号 指定学校の変更について

- 3. その他
- 4. 次回の開催日程 令和2年8月 日() 午 時 分
- 5. 閉会宣言(午前 時 分)

報 告 事 項

月 日		曜日	件名
7月1	日	水	スポレク陸上大会選手派遣協議、大山きゃらぼく保育園職員研修
2	日	木	六長合同会議
3	日	金	大山西小学校 学校訪問、名和さくらの丘保育園職員研修
6	日	月	大山保育所年長児夏みつけ
7	П	火	大山小学校ヒメボタル調査 (雨で中止)
8	日	水	大山中学校 学校訪問
9	日	木	議会全員協議会
10	日	金	大山小学校夏見つけ、県市町村教育委員会研究協議会理事会、 大山小学校ヒメボタル調査
15	日	水	臨時議会
16	田	木	名和さくらの丘保育園 計画訪問、大山小学校ヒメボタル調査
17	日	金	中山みどりの森保育園 計画訪問
20	日	月	大山町総合教育会議
21	日	火	大山きゃらぼく保育園 計画訪問、大山小学校ヒメボタル調査
22	日	水	大山小学校芝ボランティア
27	日	月	教科書採択協議会
28	日	火	大山口列車空襲慰霊
29	日	水	庄内保育所 計画訪問、町総合文化祭実行委員会代表者会議
30	日	木	定例教育委員会

今後の予定

	31 日	金	青少年育成町民会議会員研修
8 月	1 日	土	中山みどりの森保育園お泊り保育

議案第1号

大山町小規模保育所条例について

大山町小規模保育所条例を令和2年9月大山町議会定例会に提出する。

令和2年7月30日

大山町教育委員会 教育長 鷲 見 寛 幸

大山町小規模保育所条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。)第34条の15第1項の規定に基づき、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設として、大山町立小規模保育所(以下「小規模保育所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 小規模保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置		
大山ひめぼたる保育園	大山町末長499番地		

(対象者)

- 第3条 小規模保育所を利用することができる者は、子ども・子育て支援法(平成24年法律 第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どものうち 次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども
 - (2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育の体制の整備状況その他の事情を勘案して必要があると町長が認める場合に限る。)

(保育料)

第4条 小規模保育所を利用している者の保護者又は扶養義務者(民法(明治29年法律第89

号)に定める扶養義務者をいう。)は、小規模保育所の使用料として保育料を負担しなければならない。

- 2 保育料の額は、大山町特定教育・保育施及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する 条例(平成27年大山町条例第6号)第2条に規定する利用者負担額とする。
- 3 保育料は町長が指定する期日までに納付しなければならない。 (指定管理者による管理)
- 第5条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に、小規模保育所に係る次に掲げる業務を行わせることができる。
 - (1) 保育の実施に関する業務
 - (2) 小規模保育所の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務
- 2 指定管理者が行う施設の管理の基準は、大山町公の施設の指定管理者の指定の手続等に 関する条例(平成17年大山町条例第195号)に定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前 においても行うことができる。

議案第 2 号

大山町保育所規則の一部を改正する規則について

大山町保育所規則の一部を次のように改正する。

令和2年7月30日

大山町教育委員会

教育長 鷲 見 寛 幸

大山町保育所規則の一部を改正する規則

大山町保育所規則(平成27年大山町規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前	
(設備及び運営)	(設備及び運営)	
第6条 保育所の設備及び運営の基準は、鳥取	第6条 保育所の設備及び運営の基準は、鳥取	
県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥 取県条例第79号)及び大山町特定教育・保育	県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥 取県条例第79号)及び大山町特定教育・保育	
施設及び特定地域型保育事業並びに特定子	施設及び特定地域型保育事業の運営に関す	
ども・子育て支援施設等の運営に関する基	る基準を定める条例(平成26年大山町条例	
準を定める条例(平成26年大山町条例第18	<u>第18号</u>)に定めるところによる。	
<u>号</u>)に定めるところによる。		

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年度 準要保護児童生徒の認定について

令和2年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

令和2年7月30日

大山町教育委員会教育長 鷲 見 寛 幸

1. 令和2年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 1 人(詳細別紙) 認定児童生徒数 人

議案第 4 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、 指定学校を変更するものとする。

令和2年7月30日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1 件(詳細別紙) 認定件数 件